

# 令和6年度個人市民税・県民税の申告書の手引き

桑名市役所 税務課

個人市民税・県民税（住民税）の申告に当たっては、本手引きをご活用ください。

なお、公平・公正な課税を行うため、申告書は申告期限までに提出してください。

前年中に所得のなかった方でも、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料及び保育料の算定、税関係の証明書の発行、その他各種福祉サービス等に影響しますので、申告漏れのないようご注意ください。

**申告が必要かどうかは、次ページの「市・県民税の申告要否フローチャート」で必ずご確認ください。**

**【申告期間】 2月16日（金）～ 3月15日（金）**

**【申告会場】 桑名市役所5階中会議室（多度・長島地区市民センターでは開催しません）**  
ただし、申告書を提出するのみ（確認不要）の方は、次の窓口へ提出していただくか、郵送でもご提出いただけます（返信用封筒を同封しています）。

- ・ 桑名市役所1階⑪番窓口
- ・ 多度・長島地区市民センター
- ・ 大山田地区市民センター、サテライトオフィス

**【受付時間】 午前9時から午後5時まで 土日祝除く**

**【必要書類】**

- ・ 市・県民税申告書
- ・ 本人確認書類、マイナンバー（個人番号）確認書類 ※P4参照
- ・ 給与・公的年金等の源泉徴収票
- ・ 配当所得、一時所得又は雑所得等の所得を証明する書類
- ・ 営業、農業、不動産等の収入金額や必要経費が分かる書類 ※P3参照
- ・ 社会保険料、生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- ・ 医療費の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書 等々

**【主な改正点】**

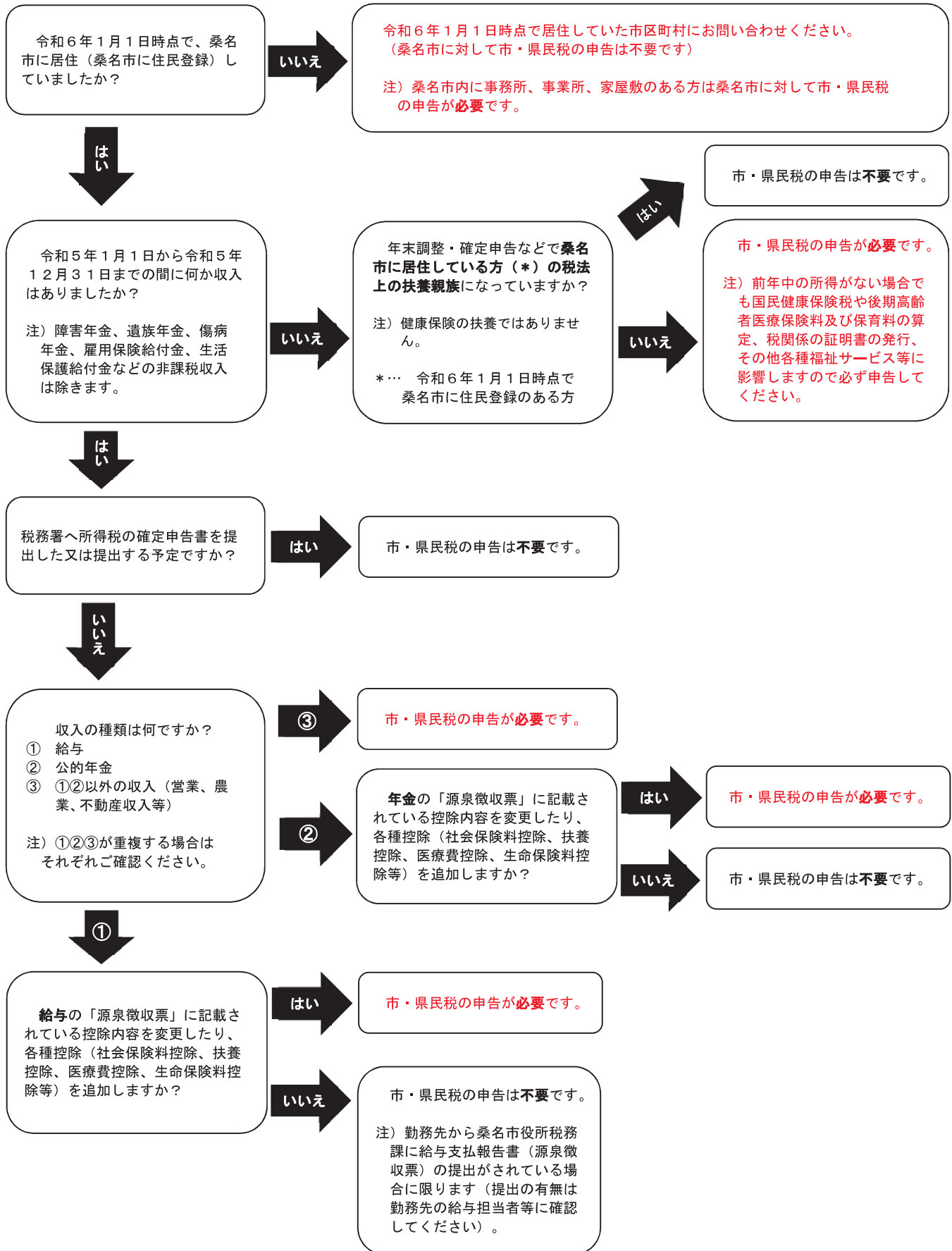
- ・ 森林環境税の創設（P5、6）
- ・ 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の課税方式が所得税の確定申告と市・県民税の申告と統一されます（P6）

**【備考】** 市・県民税申告書の作成が難しい方は、受付票と添付資料を郵送又は窓口へ提出いただければ、市役所で申告書を作成した後、希望される方には、控えを送付させていただきます。受付票には必ず、住所・氏名・生年月日・電話番号をご記入ください。

<お問い合わせ先> 税務課市民税・管理係 0594-24-1149・1150

# 市・県民税の申告要否フローチャート

## スタート



# 申告に当たっての注意事項

## 1 「市・県民税の申告が必要です。」に該当した方へ

- ▼ 税務署に所得税の確定申告をされる（された）場合は、市・県民税の申告は不要です。
- ▼ 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与所得以外の所得が20万円以下の場合、又は公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告の申告義務はありませんが、市・県民税については少額でも必ず申告しなければなりません。
- ▼ 左記フローチャートは一般的な事例です。  
当てはまらない場合は、個別にお問い合わせください。
- ▼ 申告書の提出後、間違いに気づいた場合は、速やかに申告書を再提出してください。
- ▼ 営業、農業、不動産等の収入金額や必要経費が分かる書類として、「収支内訳書」を提出していただくようお願いします。「収支内訳書」の様式は、国税庁のホームページ又は桑名市のホームページから取得できます。  
<http://www.city.kuwana.lg.jp> 『生活便利サービス>税金>市民税・県民税>個人市民税・県民税（住民税）の申告について』

## 2 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請をされた方へ

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請書を寄附先の自治体に提出されている場合でも市・県民税の申告又は確定申告を行うと、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は適用されません。（申告書に寄附金控除に係る記載がない場合は、寄附金控除が受けられません。）

従って、市・県民税の申告又は確定申告をされる場合は、必ず寄附金控除の内容を含めて申告してください。

【ワンストップ特例制度の適用要件】 ※全ての要件を満たす場合のみ適用されます。

- ・ 確定申告、市・県民税の申告を行わない（行っていない）こと
- ・ 寄附金全てが令和5年中に寄附されたものであること
- ・ 1年間の寄附先の自治体が5か所以下であること
- ・ 寄附先の自治体全てに特例申請書が提出されていること

## 3 「医療費控除」を申告される方へ

医療費控除を申告される場合、明細書の添付がない場合は控除の適用ができません。必ず「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」を提出してください。作成については、下記の「医療費控除の明細書の簡略化について」もご参照ください。

郵送で市・県民税の申告を依頼される方も同様ですのでご注意ください。

また、明細書の記入内容を確認させていただく場合があるため、医療費等の領収書は、ご自宅で5年間保存する必要があります。

【医療費控除の明細書の簡略化について】

医療保険者等の医療費通知書<sup>※1</sup>（「医療費のお知らせ」）の原本を申請書に添付する場合は、「医療費控除の明細書」の添付を省略できます。ただし、医療費通知書に記載のない医療費についても申告する場合は「医療費控除の明細書」が必要となります。

※1 医療費通知書（「医療費のお知らせ」）とは、①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称 の全てが記載されたものをいいます。詳細はご加入の健康保険組合等にお問い合わせください。

## マイナンバー（個人番号）の記載が必要です

社会保障・税番号制度（マイナンバー）が導入されたことに伴い、個人番号記載欄を設けた市・県民税申告書等を提出する場合は、**番号確認及び本人確認のためマイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードをお持ちください。**郵送での提出の場合は写しを添付してください。また、マイナンバーカード以外での番号確認・本人確認書類としては以下のものがあります。

### ●本人が提出の場合

①番号確認書類		②本人確認書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カード（記載されている氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り、利用可）</li> <li>・マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書</li> </ul>	+	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証、健康保険証、身体障害者手帳、パスポート、在留カード等（顔写真付きで「氏名及び生年月日」又は「氏名及び住所」が記載されている書類）</li> </ul>

※上記以外でも可能なものもありますので、その際は電話や窓口でご相談ください。

※マイナンバーカードもしくは①を所持していない場合、②のみでも申告可。

### ●代理人（申告者と世帯を別にされる方）が提出する場合（同世帯の方は下記③は不要です。）

③代理権の確認書類		代理人の本人確認書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状（印鑑不要）</li> <li>・税務代理権限証書（税理士又は税理士法人の場合）</li> <li>・本人しか持ちえない書類（健康保険証、納税通知書等）</li> </ul>	+	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人のマイナンバーカード又は、上記②本人確認書類に同じ</li> </ul>

なお、既にマイナンバーを記載した申告書を提出する場合は、番号確認を致しますので、申告本人のマイナンバーカードもしくは上記①の写しなど合わせてお持ちください。

## 市・県民税及び森林環境税額の計算

個人の市・県民税には、前年の所得が一定額以上あると一律に課税する「均等割」と、この均等割に併せて国税である「森林環境税」、また前年の所得に基づいて算定する「所得割」があります。（森林環境税については令和6年度に新設されました。詳しくはP6をご覧ください。）

$$\boxed{\text{市・県民税及び森林環境税の税額}} = \boxed{\text{均等割額+森林環境税}} + \boxed{\text{所得割額}}$$

### ● 均等割額 計 6,000 円

市民税	県民税	国税（森林環境税）
3,000 円	2,000 円	1,000 円

### ● 所得割額（前年の所得金額－所得控除）×税率－調整控除－税額控除等＝所得割額

市民税（税率）	県民税（税率）
6 %	4 %

※税額控除等には、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除の他、配当割額・株式譲渡所得割額控除があります。

### ● 調整控除

合計課税所得金額が 200 万円以下の方	合計課税所得金額が 200 万円超の方
次のいずれか小さい額の 5% <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的控除額の差の合計</li> <li>・ 合計課税所得金額</li> </ul>	{人的控除額の差の合計－（合計課税所得金額－200万円）}×5% ※2,500円未満の場合は2,500円。

※合計所得金額が 2,500 万円を超える場合、調整控除は適用されません。

### ● 配当控除

所得の内容	課税総所得金額等の額	市民税	県民税
利益の配当、剰余金の配当・分配	1,000 万円以下の部分	1.6%	1.2%
特定投資信託の収益の分配	1,000 万円超の部分	0.8%	0.6%
証券投資信託の収益の分配 （一般外貨建等証券投資信託を除く）	1,000 万円以下の部分	0.8%	0.6%
	1,000 万円超の部分	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	1,000 万円以下の部分	0.4%	0.3%
	1,000 万円超の部分	0.2%	0.15%

### ● 住宅借入金等特別税額控除

平成 21 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに入居された方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除可能額がある方の所得割額から、次の①又は②のいずれか小さい額が控除されます。

#### (1) 平成 26 年 3 月までの入居の場合

- ①前年分の所得税の課税総所得金額等の 5%（最高 97,500 円）
- ②前年分の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額

#### (2) 平成 26 年 4 月から令和 3 年 12 月までの入居の場合

※住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が 8%又は 10%の場合

- ①前年分の所得税の課税総所得金額等の 7%（最高 136,500 円）
- ②前年分の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額

#### (3) 令和 4 年 1 月から令和 7 年 12 月までの入居の場合

※令和 4 年中に入居した方のうち、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が 10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は(2)の条件を適用

- ①前年分の所得税の課税総所得金額等の 5%（最高 97,500 円）
- ②前年分の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額

## ● 寄附金税額控除

前年に支出した次の寄附金が対象となり、(寄附金 - 2,000 円) × 10%が控除されます。

- ① 地方自治体に対する寄附金 (ふるさと納税・災害義援金等)
- ② 日本赤十字社(三重県支部)及び三重県共同募金会に対する寄附金
- ③ 三重県及び桑名市が指定した団体に対する寄附金

なお、①の場合のみ、特例控除額(所得割額の20%が上限)が合わせて控除されます。

特例控除額 = (寄附金 - 2,000 円) × (90% - 所得税率※ × 1.021)

※「市・県民税の課税総所得金額 - 人的控除差調整額」により判断した所得税率

## 昨年からの主な変更点

### 1 国税である森林環境税の課税が始まります。

森林環境税は、日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や土砂崩れ・浸水といった自然災害を防ぐための森林保全に必要な財源を確保するために創設されました。国内に住所のある個人に対して課税される国税で、令和6年度から市民税・県民税均等割に併せて一人年額1,000円を負担することになります。

		令和5年度まで	令和6年度から
国税	森林環境税	—	1,000 円
市民税	個人住民税 均等割	3,500 円 (※)	3,000 円
県民税		2,500 円 (※)	2,000 円
計		6,000 円	6,000 円

(※) 平成26年度から地方税の臨時特例法に基づき市民税・県民税の均等割として各々500円が加算されていた臨時的措置は、令和5年度で終了しました。

### 2 特定配当等(※)の所得などについて所得税の確定申告と市・県民税の申告で異なる課税方式の選択ができなくなります。

(一例：所得税は分離課税、市・県民税は申告しない) ⇒ 不可

(※) 特定配当等とは、上場株式等の配当等のうち大口株主等が支払いを受けるものを除く配当及び利子で、所得税と個人住民税が20.315% (所得税及び復興特別所得税15.315%、道府県民税配当割5%)の税率で源泉徴収(特別徴収)されているもの

## ● 注意

損益通算や繰越控除を適用するためなどの理由で確定申告(総合課税・申告分離課税を選択)をした場合は、そのまま市・県民税でも所得として計上されます。その結果、国民健康保険や後期高齢者医療など各制度の算定に影響する場合がありますのでご注意ください。

また、昨年まで市・県民税の申告時に特定配当等の課税方式の申出書をご提出された方で、市・県民税と所得税で上場株式等に係る繰越損失額が異なる場合は、市申告と譲渡損失の繰越控除明細書をご提出ください。ご提出がない場合、正しく損益通算が反映されないことがあります。

## 所得金額

種 類	所得の概要	所得金額の計算方法																						
営業等所得 ア ①	販売業、製造業、飲食業、サービス業などから生ずる所得のほか、外交員、集金人、大工、左官などの事業から生ずる所得	$\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$ <p>※必要経費 収入金額を得るために要した費用</p>																						
農業所得 イ ②	農産物の生産、果樹の栽培などの事業から生ずる所得																							
不動産所得 ウ ③	地代、家賃、権利金など																							
利子所得 エ ④	公債、社債、預貯金(日本国外の銀行に預けたもの)の利子など	$\text{収入金額} = \text{所得金額}$																						
配当所得 オ ⑤	株式や出資の配当など	$\text{収入金額} - \text{元本取得のため要した負債利子} = \text{所得金額}$																						
給与所得 カ ⑥	給与、俸給、賞与など	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">給与等の収入金額 (円)</th> <th style="width: 50%;">給与所得の金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">～ 1,618,999</td> <td style="text-align: center;">収入金額-550,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,619,000 ～ 1,619,999</td> <td style="text-align: center;">1,069,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,620,000 ～ 1,621,999</td> <td style="text-align: center;">1,070,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,622,000 ～ 1,623,999</td> <td style="text-align: center;">1,072,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,624,000 ～ 1,627,999</td> <td style="text-align: center;">1,074,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,628,000 ～ 1,799,999</td> <td style="text-align: center;">{収入金額÷4(千円未満切捨て)}×4×60%+100,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,800,000 ～ 3,599,999</td> <td style="text-align: center;">{収入金額÷4(千円未満切捨て)}×4×70%-80,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,600,000 ～ 6,599,999</td> <td style="text-align: center;">{収入金額÷4(千円未満切捨て)}×4×80%-440,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6,600,000 ～ 8,499,999</td> <td style="text-align: center;">収入金額×90%-1,100,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8,500,000 ～</td> <td style="text-align: center;">収入金額-1,950,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※給与等の収入金額が850万円を超える場合、次の(1)～(4)のいずれかに要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く。(1)～(4)に複数該当しても控除の適用は一度限り。</p> <p>(1) 本人が特別障害者に該当する  (2) 23歳未満の扶養親族を有する*  (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する*  (4) 特別障害者である扶養親族を有する*  * この控除は、扶養控除とは異なり同一生計内のどなたか一人のみの所得者に適用するという制限がありません。</p> <p>◆所得金額調整控除  {給与等の収入金額(※) - 850万円} × 10% (1円未満切上げ)  ※1,000万超の場合は1,000万円</p> <p>また、給与所得と年金所得の双方を有する場合は、P.8を参照してください。</p>	給与等の収入金額 (円)	給与所得の金額 (円)	～ 1,618,999	収入金額-550,000	1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000	1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000	1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000	1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000	1,628,000 ～ 1,799,999	{収入金額÷4(千円未満切捨て)}×4×60%+100,000	1,800,000 ～ 3,599,999	{収入金額÷4(千円未満切捨て)}×4×70%-80,000	3,600,000 ～ 6,599,999	{収入金額÷4(千円未満切捨て)}×4×80%-440,000	6,600,000 ～ 8,499,999	収入金額×90%-1,100,000	8,500,000 ～	収入金額-1,950,000
給与等の収入金額 (円)	給与所得の金額 (円)																							
～ 1,618,999	収入金額-550,000																							
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000																							
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000																							
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000																							
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000																							
1,628,000 ～ 1,799,999	{収入金額÷4(千円未満切捨て)}×4×60%+100,000																							
1,800,000 ～ 3,599,999	{収入金額÷4(千円未満切捨て)}×4×70%-80,000																							
3,600,000 ～ 6,599,999	{収入金額÷4(千円未満切捨て)}×4×80%-440,000																							
6,600,000 ～ 8,499,999	収入金額×90%-1,100,000																							
8,500,000 ～	収入金額-1,950,000																							

種 類	所得の概要	所得金額の計算方法					
雑所得 ⑩	公的年金等 キ ⑦	厚生年金、国民年金、共済年金、恩給など	【65歳未満の方】昭和34年1月2日以後の生まれ				
			公的年金等の収入額(円)(A)	公的年金等雑所得の金額(円)			
				公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
				1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合	
			～ 1,299,999	(A) - 600,000	(A) - 500,000	(A) - 400,000	
			1,300,000 ～ 4,099,999	(A) × 75% - 275,000	(A) × 75% - 175,000	(A) × 75% - 75,000	
			4,100,000 ～ 7,699,999	(A) × 85% - 685,000	(A) × 85% - 585,000	(A) × 85% - 485,000	
			7,700,000 ～ 9,999,999	(A) × 95% - 1,455,000	(A) × 95% - 1,355,000	(A) × 95% - 1,255,000	
			10,000,000 ～	(A) - 1,955,000	(A) - 1,855,000	(A) - 1,755,000	
				【65歳以上の方】昭和34年1月1日以前の生まれ			
公的年金等の収入額(円)(A)	公的年金等雑所得の金額(円)						
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額						
	1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合				
～ 3,299,999	(A) - 1,100,000	(A) - 1,000,000	(A) - 900,000				
3,300,000 ～ 4,099,999	(A) × 75% - 275,000	(A) × 75% - 175,000	(A) × 75% - 75,000				
4,100,000 ～ 7,699,999	(A) × 85% - 685,000	(A) × 85% - 585,000	(A) × 85% - 485,000				
7,700,000 ～ 9,999,999	(A) × 95% - 1,455,000	(A) × 95% - 1,355,000	(A) × 95% - 1,255,000				
10,000,000 ～	(A) - 1,955,000	(A) - 1,855,000	(A) - 1,755,000				
	<p>※給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得調整控除として給与所得の金額から差し引く。</p> <p>◆所得金額調整控除 = (給与所得控除後の金額 + 公的年金等雑所得) - 10万円</p> <p>なお、給与所得控除後の金額及び公的年金雑所得が10万円を超える場合は10万円</p>						
	業務ケ⑧	原稿料、講演料など	収入金額 - 必要経費 = 所得金額		※事業までは至らない、営業を目的とした副業。それ以外は⑨		
	その他ケ⑨	個人年金、互助年金など	収入金額 - 必要経費 = 所得金額				
	一時所得シ⑪	賞金、懸賞当せん金、競馬、競輪の払戻金、生命保険契約に基づく一時金など	〈収入金額 - 必要経費 - 特別控除額(50万円)〉 × 1/2				



# 所得控除

種 類	控除を受けるための要件等																																											
社会保険料控除 ⑬	要 件	前年中に社会保険料（国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料など）を支払った場合																																										
	控 除 額	前年中に支払った金額																																										
	必要書類	控除証明書、領収書等																																										
小規模企業 共済等掛金控除 ⑭	要 件	前年中に小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金又は心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合																																										
	控 除 額	前年中に支払った金額																																										
	必要書類	支払った掛金額の証明書																																										
生命保険料控除 ⑮	要 件	前年中に一般生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料を支払った場合																																										
	控 除 額	計算式 I	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧契約（平成23年12月31日以前締結分）</th> <th colspan="2">新契約（平成24年1月1日以後締結分）</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">支払保険料額(a)</th> <th style="width: 35%;">控除額</th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">計算式 I</td> <td>15,000円以下</td> <td>全額(a)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">計算式 II</td> <td>12,000円以下</td> <td>全額(b)</td> </tr> <tr> <td>15,001～40,000円</td> <td><math>a \times 1/2 + 7,500</math>円</td> <td>12,001～32,000円</td> <td><math>b \times 1/2 + 6,000</math>円</td> </tr> <tr> <td>40,001～70,000円</td> <td><math>a \times 1/4 + 17,500</math>円</td> <td>32,001～56,000円</td> <td><math>b \times 1/4 + 14,000</math>円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円(限度額)</td> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円(限度額)</td> </tr> </tbody> </table>	旧契約（平成23年12月31日以前締結分）		新契約（平成24年1月1日以後締結分）			支払保険料額(a)	控除額		計算式 I	15,000円以下	全額(a)	計算式 II	12,000円以下	全額(b)	15,001～40,000円	$a \times 1/2 + 7,500$ 円	12,001～32,000円	$b \times 1/2 + 6,000$ 円	40,001～70,000円	$a \times 1/4 + 17,500$ 円	32,001～56,000円	$b \times 1/4 + 14,000$ 円	70,001円以上	35,000円(限度額)	56,001円以上	28,000円(限度額)															
		旧契約（平成23年12月31日以前締結分）		新契約（平成24年1月1日以後締結分）																																								
			支払保険料額(a)	控除額																																								
		計算式 I	15,000円以下	全額(a)	計算式 II	12,000円以下	全額(b)																																					
15,001～40,000円	$a \times 1/2 + 7,500$ 円		12,001～32,000円	$b \times 1/2 + 6,000$ 円																																								
40,001～70,000円	$a \times 1/4 + 17,500$ 円		32,001～56,000円	$b \times 1/4 + 14,000$ 円																																								
70,001円以上	35,000円(限度額)		56,001円以上	28,000円(限度額)																																								
<p>【生命保険料控除計算表】</p> <p>前年中に支払った生命保険料を一般分、個人年金分、介護医療分に分けて下記表で計算し、Jの金額を申告書の⑮に記入してください。</p>																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;"></th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">旧保険料を上記計算式 I の表で計算した金額</th> <th rowspan="2" style="width: 5%;">A</th> <th style="width: 15%;">(上限35,000円)</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">計 (A+B)</th> <th rowspan="2" style="width: 5%;">C</th> <th style="width: 35%;">(上限28,000円)</th> </tr> <tr> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">一般</td> <td>新保険料を上記計算式 II の表で計算した金額</td> <td>B</td> <td>(上限28,000円)</td> <td>AとCのいずれか大きい金額</td> <td>D</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>旧保険料を上記計算式 I の表で計算した金額</td> <td>E</td> <td>(上限35,000円)</td> <td>計 (E+F)</td> <td>G</td> <td>(上限28,000円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">個人 年金</td> <td>新保険料を上記計算式 II の表で計算した金額</td> <td>F</td> <td>(上限28,000円)</td> <td>EとGのいずれか大きい金額</td> <td>H</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>介護 医療</td> <td>I</td> <td>(上限28,000円)</td> <td>D+H+I</td> <td>J</td> <td>生命保険料控除(上限70,000円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>			旧保険料を上記計算式 I の表で計算した金額	A	(上限35,000円)	計 (A+B)	C	(上限28,000円)	円	円	円	一般	新保険料を上記計算式 II の表で計算した金額	B	(上限28,000円)	AとCのいずれか大きい金額	D	円	旧保険料を上記計算式 I の表で計算した金額	E	(上限35,000円)	計 (E+F)	G	(上限28,000円)	個人 年金	新保険料を上記計算式 II の表で計算した金額	F	(上限28,000円)	EとGのいずれか大きい金額	H	円	介護 医療	I	(上限28,000円)	D+H+I	J	生命保険料控除(上限70,000円)				円			円
	旧保険料を上記計算式 I の表で計算した金額				A			(上限35,000円)	計 (A+B)	C	(上限28,000円)																																	
		円	円	円																																								
一般	新保険料を上記計算式 II の表で計算した金額	B	(上限28,000円)	AとCのいずれか大きい金額	D	円																																						
	旧保険料を上記計算式 I の表で計算した金額	E	(上限35,000円)	計 (E+F)	G	(上限28,000円)																																						
個人 年金	新保険料を上記計算式 II の表で計算した金額	F	(上限28,000円)	EとGのいずれか大きい金額	H	円																																						
	介護 医療	I	(上限28,000円)	D+H+I	J	生命保険料控除(上限70,000円)																																						
			円			円																																						
必要書類	支払額証明書等																																											
地震保険料控除 ⑯	要 件	前年中に地震保険料又は旧長期損害保険料（※）を支払った場合 ※ 平成18年12月31日までに契約締結し、契約期間が10年以上かつ満期返戻金のあるもの																																										
	控 除 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 35%;">地震保険料</th> <th colspan="2">支払額×1/2 (上限25,000円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">イ</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">旧長期損害保険料</td> <td>～ 5,000円</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15,001円～</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ</td> <td style="text-align: center;">アとイの両方ある場合</td> <td colspan="2">アにより求めた金額+イにより求めた金額 (上限25,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一つの保険契約で地震保険に係る契約と旧長期損害保険に係る契約のいずれにも該当する場合は、いずれか1つに該当するものとして計算します。</p>		地震保険料	支払額×1/2 (上限25,000円)		イ	旧長期損害保険料	～ 5,000円	支払額全額	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円			15,001円～	10,000円	ウ	アとイの両方ある場合	アにより求めた金額+イにより求めた金額 (上限25,000円)																									
		地震保険料	支払額×1/2 (上限25,000円)																																									
イ	旧長期損害保険料	～ 5,000円	支払額全額																																									
		5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円																																									
		15,001円～	10,000円																																									
ウ	アとイの両方ある場合	アにより求めた金額+イにより求めた金額 (上限25,000円)																																										
必要書類	支払額証明書等																																											

種 類	控除を受けるための要件等																																																																								
ひとり親控除 寡婦控除 ⑰～⑱	要 件	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配偶者関係</th> <th colspan="2">死 別</th> <th colspan="2">離 別</th> <th colspan="2">未 婚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">本人が女性</td> <td>本人合計所得（円）</td> <td>500万以下</td> <td>500万超</td> <td>500万以下</td> <td>500万超</td> <td>500万以下</td> <td>500万超</td> </tr> <tr> <td>扶養親族：「子」有り</td> <td>30万</td> <td>-</td> <td>30万</td> <td>-</td> <td>30万</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>扶養親族：「子以外」有り</td> <td>26万</td> <td>-</td> <td>26万</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>扶養親族：なし</td> <td>26万</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">本人が男性</td> <td>本人合計所得（円）</td> <td>500万以下</td> <td>500万超</td> <td>500万以下</td> <td>500万超</td> <td>500万以下</td> <td>500万超</td> </tr> <tr> <td>扶養親族：「子」有り</td> <td>30万</td> <td>-</td> <td>30万</td> <td>-</td> <td>30万</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>扶養親族：「子以外」有り</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>扶養親族：なし</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>							配偶者関係	死 別		離 別		未 婚		本人が女性	本人合計所得（円）	500万以下	500万超	500万以下	500万超	500万以下	500万超	扶養親族：「子」有り	30万	-	30万	-	30万	-	扶養親族：「子以外」有り	26万	-	26万	-	-	-	扶養親族：なし	26万	-	-	-	-	-	本人が男性	本人合計所得（円）	500万以下	500万超	500万以下	500万超	500万以下	500万超	扶養親族：「子」有り	30万	-	30万	-	30万	-	扶養親族：「子以外」有り	-	-	-	-	-	-	扶養親族：なし	-	-	-	-	-	-
			配偶者関係	死 別		離 別		未 婚																																																																	
		本人が女性	本人合計所得（円）	500万以下	500万超	500万以下	500万超	500万以下	500万超																																																																
扶養親族：「子」有り	30万		-	30万	-	30万	-																																																																		
扶養親族：「子以外」有り	26万		-	26万	-	-	-																																																																		
扶養親族：なし	26万		-	-	-	-	-																																																																		
本人が男性	本人合計所得（円）	500万以下	500万超	500万以下	500万超	500万以下	500万超																																																																		
	扶養親族：「子」有り	30万	-	30万	-	30万	-																																																																		
	扶養親族：「子以外」有り	-	-	-	-	-	-																																																																		
	扶養親族：なし	-	-	-	-	-	-																																																																		
※「子」：総所得金額等が48万円以下で他の方の扶養親族となっていない子 ※「子以外」：総所得金額等が48万円以下で他の方の扶養親族となっていない方 ※住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある方はひとり親控除、寡婦控除対象外																																																																									
控 除 額	ひとり親控除 300,000円 寡婦控除 260,000円																																																																								
勤労学生控除 ⑲	要 件	大学・高等学校等の勤労学生で本人の合計所得金額が75万円以下、かつ給与と所得以外の所得が10万円以下の場合																																																																							
	控 除 額	260,000円																																																																							
	必要書類	在学証明書、学生証等																																																																							
障害者控除 ⑳	要 件	本人又は同一生計配偶者・扶養親族が障害者の場合																																																																							
	控 除 額	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>530,000円</td> <td colspan="5">特別障害者に該当し、申告者、配偶者又は申告者と生計を一にするその他の親族との同居を常としている方</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>300,000円</td> <td colspan="5">身体障害者手帳に記載の障害の程度が1級又は2級の方 精神障害者保健福祉手帳に記載の障害等級が1級の方 重度の知的障害者と判定された方 など</td> </tr> <tr> <td>その他障害者</td> <td>260,000円</td> <td colspan="5">障害のある方で上記に該当しない方</td> </tr> </tbody> </table>						同居特別障害者	530,000円	特別障害者に該当し、申告者、配偶者又は申告者と生計を一にするその他の親族との同居を常としている方					特別障害者	300,000円	身体障害者手帳に記載の障害の程度が1級又は2級の方 精神障害者保健福祉手帳に記載の障害等級が1級の方 重度の知的障害者と判定された方 など					その他障害者	260,000円	障害のある方で上記に該当しない方																																																	
	同居特別障害者	530,000円	特別障害者に該当し、申告者、配偶者又は申告者と生計を一にするその他の親族との同居を常としている方																																																																						
特別障害者	300,000円	身体障害者手帳に記載の障害の程度が1級又は2級の方 精神障害者保健福祉手帳に記載の障害等級が1級の方 重度の知的障害者と判定された方 など																																																																							
その他障害者	260,000円	障害のある方で上記に該当しない方																																																																							
必要書類	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等																																																																								
配偶者控除 ㉑ 配偶者特別控除 ㉒ 同一生計配偶者	要 件	生計を一にする配偶者が下記（控除額欄に記載）に該当する場合 ※ 同一生計配偶者：生計を一にする配偶者で、総所得金額が48万円以下の方																																																																							
	控 除 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">配偶者の前年の合計所得</th> <th colspan="4">納税義務者の前年の合計所得額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> <th>1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td rowspan="2">48万円以下</td> <td>配偶者70歳未満</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td rowspan="2">0円 【注】</td> </tr> <tr> <td>配偶者70歳以上</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">配偶者特別控除</td> <td rowspan="9">48万円超 100万円以下</td> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td rowspan="9">0円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> </tbody> </table>						配偶者の前年の合計所得			納税義務者の前年の合計所得額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	配偶者控除	48万円以下	配偶者70歳未満	33万円	22万円	11万円	0円 【注】	配偶者70歳以上	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	33万円	22万円	11万円	0円	105万円超 110万円以下	31万円	21万円	11万円	110万円超 115万円以下	26万円	18万円	9万円	115万円超 120万円以下	21万円	14万円	7万円	120万円超 125万円以下	16万円	11万円	6万円	125万円超 130万円以下	11万円	8万円	4万円	130万円超 133万円以下	6万円	4万円	2万円	133万円超	3万円	2万円	1万円	133万円超	0万円	0万円	0万円					
	配偶者の前年の合計所得			納税義務者の前年の合計所得額																																																																					
900万円以下				900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																																																			
配偶者控除	48万円以下	配偶者70歳未満	33万円	22万円	11万円	0円 【注】																																																																			
		配偶者70歳以上	38万円	26万円	13万円																																																																				
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	33万円	22万円	11万円	0円																																																																			
		105万円超 110万円以下	31万円	21万円	11万円																																																																				
		110万円超 115万円以下	26万円	18万円	9万円																																																																				
		115万円超 120万円以下	21万円	14万円	7万円																																																																				
		120万円超 125万円以下	16万円	11万円	6万円																																																																				
		125万円超 130万円以下	11万円	8万円	4万円																																																																				
		130万円超 133万円以下	6万円	4万円	2万円																																																																				
		133万円超	3万円	2万円	1万円																																																																				
		133万円超	0万円	0万円	0万円																																																																				
<b>【注】配偶者の所得が48万円以下かつ納税義務者の所得が1,000万円超の場合は、配偶者欄に氏名を記載し、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）欄のチェックボックスに☑してください。</b> ※配偶者の年齢は、課税年度の1月1日で判定されます。 <b>次の場合は配偶者控除㉑・配偶者特別控除㉒・同一生計配偶者及び扶養控除㉓の要件に該当しません。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の方の扶養親族とされている</li> <li>・ 白色専従者である</li> <li>・ 青色専従者で給与と支払いを受けている</li> <li>・ 申告者本人を対象として配偶者特別控除を受けている</li> </ul>																																																																									

種 類	控除を受けるための要件等			
扶養控除 ㉓	要 件	生計を一にする親族（血族6親等以内、姻族3親等以内）の総所得金額が48万円以下の場合		
	控 除 額	扶養控除	生年月日	控除額
		一 般	下記以外	330,000円
		老人	～ S29.1.1	380,000円
		同居老親		450,000円
特 定		H13.1.2 ～ H17.1.1	450,000円	
年 少	H20.1.2 ～	0円		
※ P10(配偶者控除の控除額欄下部)の場合は扶養控除が受けられません。 ※ 同居老親とは、老人扶養親族のうち申告者本人又は配偶者の直系尊属で申告者本人又は配偶者との同居を常としている方です。				
基礎控除 ㉔	控 除 額	合計所得金額	基礎控除	
		2,400万円以下	43万円	
		2,400万円超2,450万円以下	29万円	
		2,450万円超2,500万円以下	15万円	
※ 合計所得金額が2,500万円を超えると基礎控除の適用はなくなります。				
雑損控除 ㉖	要 件	前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族の所有する資産が災害等により損失を受けた場合		
	控 除 額	次のうち、いずれか多い方の金額 ア (損害額+災害関連支出金額) - (保険金等補てん額) - (総所得金額等 × 10%) イ (災害関連支出金額 - 保険金等補てん額) - 50,000円 ※ 災害関連支出金額とは、住宅・家財の取壊しや除去費用、原状回復費用等		
	必要書類	領収書等		
医療費控除 ㉗	要 件	前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を支出した場合		
	控 除 額	医療費（保険金等補てん額を差し引いた後の額）から、次のうちいずれか少ない方の金額を控除した金額（控除限度額200万円） ア 総所得金額等の合計額 × 5% イ 10万円		
	必要書類	医療費控除の明細書 ※領収書の添付では申告できません。		
【特例】 医療費控除 ㉗ (セルフメディケーション税制)	要 件	健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、本人又は本人と生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等購入費（※）を支払った場合 なお、医療費控除の特例であり、上記医療費控除との選択適用となります。  ※ 医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費		
	控 除 額	購入費（保険金等補てん額を差し引いた後の額） - 12,000円 ※ 上記金額が88,000円を超える場合は88,000円		
	必要書類	セルフメディケーション税制の明細書及び適用を受けようとする年分に一定の取組を行ったことを明らかにする書類 ※領収書の添付では申告できません。		

# ＜ 申告書記載例 ＞

次ページの申告書は、下記資料等をもとに作成したものです。

### 申告内容

【申告者本人】	桑名 太郎	昭和20年 7月25日生	
【年間の所得】	⑦ 公的年金所得	下記源泉徴収票のとおり(所得額の計算は、P8参照)	
【所得控除等】	⑬ 社会保険料控除	介護保険料額	66,055円(源泉分)
		後期高齢者医療保険料額	40,000円(源泉分)
		国民健康保険税	48,000円
	⑮ 生命保険料控除	旧一般生命保険料	30,000円
		新一般生命保険料	32,000円
		旧個人年金保険料	50,000円
		新個人年金保険料	56,000円
		介護医療保険料	10,000円
	⑯ 地震保険料控除	地震保険料	69,000円
	⑰ 配偶者控除	妻 桑名 花子	昭和26年 8月 6日生

※ 上記丸数字は、申告書に記載されている番号と一致します。

#### 令和5年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は 居 所 (フリガナ) 氏 名	桑名市〇〇町×-×			生年 月日	明治	大正	昭和	平成	令和	
		クワナ	タロウ			20	7	25	日		
区	分	支 払 金 額				源 泉 徴 収 税 額					
所得税法第203条の3第1号適用分		※※※2,374,464円				※※※※※※0円					
所得税法第203条の3第2号適用分		※※※※※※円				※※※※※※0円					
所得税法第203条の3第3号適用分		※※※※※※円				※※※※※※0円					
所得税法第203条の3第4号適用分		※※※※※※円				※※※※※※0円					
本 人	控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額		
		特 定	老 人	其 他		特 別	其 他				
特別障害者	その他の障害者	特 別 寡 婦	寡 婦	寡 夫	人	人	人	人	人	円	
			1	0	0	0	0	0	0	106,055	
源泉控除対象配偶者		源泉対象扶養親族			16歳未満の扶養親族						
(フリガナ)クワナ	ハナコ	区 分	(フリガナ)氏名			区 分	(フリガナ)氏名				
氏名	桑名 花子		1				1				
(適用)【社会保険料の内訳】	介護保険料額 66,055 円		(フリガナ)氏名		区 分	(フリガナ)氏名		区 分			
	後期高齢者医療保険料額 40,000 円		2				2				
支払者	法人番号	6000012070001									
	所在地	東京都千代田区霞が関1丁目2番2号									
	名称	官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長						電話番号			
整理欄											

※ 上記源泉徴収票はイメージです。実際のものとは異なる場合があります。

令和6年度市・県民税申告書

表

(宛先)  
桑名市長

令和 年 月 日  
提出

住所	桑名市〇〇町X-X		
フリガナ	クワナ タロウ		
氏名	桑名 太郎 (署名してください)		
明・大(昭)平・令 20年 7月 25日生	世帯主氏名 桑名 太郎	世帯主との続柄 (本人)	電話番号 0594-00-XXXX
個人番号			

台番	
住番	
生年月日	

本家他郵投

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	国民健康保険税 年金の源泉徴収票	48,000 106,055
	合計	
15 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	32,000 円	30,000 円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	56,000 円	50,000 円
16 地震保険料控除	介護医療保険料の計	
	10,000 円	
17~19 寡婦、ひとり親、勤労学生控除	17 <input type="checkbox"/> 寡婦 (事由)	18 <input type="checkbox"/> ひとり親 (学校名)
	19 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除	
20 障害者控除	氏名	障害の程度
	個人番号	身・精 度
21~22 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者	フリガナ クワナ ハナコ	生年月日 明・大(昭)平 26. 8. 6
	氏名 桑名 花子	配偶者の合計所得金額 0 円
23 扶養控除	氏名	生年月日
	明・大(昭)平	
	同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>	控除額
	個人番号	万円
	明・大(昭)平	
16歳未満の扶養親族	氏名	生年月日
	明・大(昭)平	
	同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>	控除額
個人番号	万円	
26 雑損控除	損害の原因	損害年月日
	損害金額	損害を受けた資産の種類
27 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補てんされる金額

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納付方法

給与から差引き(特別徴収)  自分で納付(普通徴収)

注1) 裏面にも記載する欄があります。  
注2) 分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」を併せて提出してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	業	農 業	イ	
	不 動 産	ウ		
	利 子	エ		
	配 当	オ		
	給 与	カ		
	公的年金等	キ	2,374,464	
	業 務	ク		
	そ の 他	ケ		
	短 期	コ		
長 期	サ			
一 時	シ			
2 所得金額	事業	営業等	①	
	業	農 業	②	
	不 動 産	③		
	利 子	④		
	配 当	⑤		
	給 与	⑥		
	公的年金等	⑦	1,274,464	
	業 務	⑧		
	そ の 他	⑨		
	①から⑨までの計	⑩	1,274,464	
総合譲渡・一時	⑪			
合 計	⑫	1,274,464		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	13	154,055	
	小規模企業共済等掛金控除	14		
	生命保険料控除	15	68,000	
	地震保険料控除	16	25,000	
	寡婦、ひとり親控除	17		
	勤労学生、障害者控除	18		
	配偶者控除	21	380,000	
	配偶者特別控除	22		
	扶養控除	23		
	基礎控除	24	430,000	
13~24までの計	25	1,057,055		
雑損控除	26			
医療費控除	27			
合計(25+26+27)	28	1,057,055		

前年中(令和5年1月1日から令和5年12月31日)の所得がない方は、以下のいずれか該当する項目にご記入ください。

- 学生  
学校名 \_\_\_\_\_
- 次の者に扶養されていた  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_
- 生活保護法による生活扶助  
年 月 日 \_\_\_\_\_  
~ 年 月 日 \_\_\_\_\_
- 次の年金等を受給  
・戦傷病者の恩給  
・障害年金  
・老齢福祉年金  
・遺族年金  
・その他( ) \_\_\_\_\_  
年間受給額 \_\_\_\_\_ 円
- 雇用保険の失業給付を受給  
年 月 日 \_\_\_\_\_  
~ 年 月 日 \_\_\_\_\_
- その他の理由 \_\_\_\_\_

郵送で提出された方  
 控えの返送を希望する

控除のみ追加  繰越明細のみ  
 その他裏面記載あり



本人確認	番号確認	委任状
有・無	有・無	有・無
受付	入力	検算

令和6年度市・県民税申告書

表

(宛先)  
桑名市長

令和 年 月 日  
提出

住所			
フリガナ			
氏名	(署名してください)		
明・大・昭・平・令 年 月 日生	世帯主氏名	世帯主との続柄	電話番号
個人番号			

台番	
住番	
生年月日	

本家他郵投

前年中(令和5年1月1日から令和5年12月31日)の所得がない方は、以下のいずれか該当する項目にご記入ください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円		
	合計				
15 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円		
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円		
	介護医療保険料の計		円		
16 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円		
17~19 寡婦、ひとり親、勤労学生控除	17 <input type="checkbox"/> 寡婦 (事由) 死別・生死不明 離婚・未婚還	18 <input type="checkbox"/> ひとり親 (学校名)	19 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除		
20 障害者控除	氏名	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	障害の程度	身・精	級度
	個人番号				
21~22 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ	生年月日	明・大・昭・平	円	
	氏名	配偶者の合計所得金額			
23 扶養控除	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
	個人番号		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		万円
	氏名		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		万円
	個人番号		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		万円
	個人番号		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		万円
16歳未満の扶養親族	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額
	個人番号		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		万円
	個人番号		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		万円
別居の扶養親族等がある場合は、裏面「12」に氏名及び住所を記入してください。					
26 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類		
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額		
27 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補てんされる金額			

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納付方法

給与から差引き(特別徴収)  自分で納付(普通徴収)

注1) 裏面にも記載する欄があります。  
注2) 分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」を併せて提出してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	不動産	業	イ	
		利子	ウ	
	配当	給与	エ	
		給与	オ	
	雑	公的年金等	キ	
		業務	ク	
	総合譲渡	その他	ケ	
		短期	コ	
	一時	サ		
2 所得金額	事業	営業等	①	
	不動産	業	②	
		利子	③	
	配当	給与	④	
		給与	⑤	
	雑	公的年金等	⑥	
		業務	⑦	
	総合譲渡	その他	⑧	
		⑦から⑩までの計	⑨	
	合計	一時	⑩	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬		
小規模企業共済等掛金控除	⑭			
生命保険料控除	⑮			
地震保険料控除	⑯			
寡婦、ひとり親控除	⑰ ⑱			
勤労学生、障害者控除	⑲ ⑳			
配偶者控除	㉑			
配偶者特別控除	㉒			
扶養控除	㉓			
基礎控除	㉔			
⑬~㉔までの計	㉕			
雑損控除	㉖			
医療費控除	㉗			
合計	(㉕+㉖+㉗)	㉘		

1. 学生  
学校名 \_\_\_\_\_
2. 次の者に扶養されていた住所  
氏名 \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_
3. 生活保護法による生活扶助  
年 月 日 \_\_\_\_\_  
~ 年 月 日 \_\_\_\_\_
4. 次の年金等を受給  
・戦傷病者の恩給  
・障害年金  
・老齢福祉年金  
・遺族年金  
・その他( ) \_\_\_\_\_  
年間受給額 \_\_\_\_\_ 円
5. 雇用保険の失業給付を受給  
年 月 日 \_\_\_\_\_  
~ 年 月 日 \_\_\_\_\_
6. その他の理由 \_\_\_\_\_

郵送で提出された方  
 控えの返送を希望する

控除のみ追加  繰越明細のみ  
 その他裏面記載あり



本人確認	番号確認	委任状
有・無	有・無	有・無
受付	入力	検算

6 給与所得の内訳

Table with 4 sections for employment income details, including employer name, address, and total income for each.

7 事業・不動産所得に関する事項

Table for business and real estate income, listing type of income, source, and amounts.

8 配当所得に関する事項

Table for dividend income, including company name, payment date, and amount.

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table for miscellaneous income, listing type of income and amounts.

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table for comprehensive transfer and one-time income, including short-term and long-term categories and total amounts.

Right-side instructions for entering amounts in the table, including surface and back-side entries.

11 事業専従者に関する事項

Table for business dependents, listing names, addresses, birth dates, and tax status.

13 事業税に関する事項

Table for business tax, including non-taxable income, assets, and previous year's business tax.

12 別居の扶養親族等に関する事項

Table for non-cohabiting dependents, listing names, addresses, birth dates, and tax status.

14 寄附金に関する事項

Table for donations, listing recipient organizations and amounts.

Instructions for entering donation amounts, including specific rules for certain organizations.

その他の事項・備考欄

Table for other items and notes, including special provisions for tax and agricultural income.

15 所得金額調整控除に関する事項

Table for income adjustment deductions, listing names, addresses, and birth dates.

市・県民税申告書には支払額証明書等は貼らないでください

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要があります。

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」を併せて提出してください。

